

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 1月13日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補機冷却海水系配管点検において、配管継手部にライニング(被覆)の剥離が認められたため、当該継手部を点検・修理。	GIII	
2	1号機	補機冷却海水系ポンプ(A)出口配管サポート(支持材)において、腐食による貫通穴が認められたため、当該サポートを点検・修理。	GIII	
3	1号機	原子炉建屋高電導度廃液系サンプ(C)ポンプ出口流量計において、指示値のオーバースケール(目盛板上限值超え)が認められたため、当該流量計を点検・修理。	GIII	
4	1号機	補助ボイラー用66kV送電盤起動用開閉所甲母線電圧計の電圧切替位置保持型スイッチにおいて、接点不良(電圧指示が0kV)が認められたため、当該スイッチを点検・修理。	GIII	
5	2号機	復水貯蔵タンク補給水積算流量計点検において、復水貯蔵タンク水位調整弁シート部に漏えいが認められ積算流量計の点検ができないため、点検時期が復水貯蔵タンク水位調整弁修理後となることから、当該の点検周期(延長)についてマニュアルに従い検討・評価し延長する。 なお、当該計器は使用禁止措置を実施。	GIII	
6	2号機	換気空調系原子炉建屋排気ファン(A)出口空気作動流量調整装置(A-1, A-2)の開閉試験において、2台とも全開付近(開度85~87%)で駆動部軸封部より空気の漏えいが認められたため、当該駆動部軸封部を点検・修理。	GIII	
7	3号機	照明用分電盤(LP-3S41)において、回路No. 22(サービス建屋3階操作員控え室コンセント)、回路No. 26(サービス建屋No.1. 2計器室, 測定器室, 保修室コンセント)の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該回路を点検・修理。	対象外	H27.4.10再審議にてグレード変更 GIII→対象外
8	3・4号廃棄物処理設備	固化系窒素製造装置において、「酸素濃度高」警報の発生が認められたため、当該原因調査。	GIII	
9	3・4号廃棄物処理設備	換気空調系加熱蒸気入口圧力調整弁入口側蒸気トラップ出口弁において、軸封部に微量の蒸気漏えい(非放射性)が認められたため、当該軸封部を点検・修理。	GIII	